

王寺町低入札価格調査マニュアル

1 目的

王寺町低入札価格調査マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査制度に係る取扱要領(以下「要領」という。)の第8に定める調査を実施する際の調査方法及び内容を定めたものである。

2 適用対象

本マニュアルは、低入札価格調査制度対象工事のうち、要領第4に定める調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

3 調査方法

- 1 本マニュアルに基づく調査(以下「本調査」という。)は、入札が執行された日から実施することとし、できるだけ速やかに入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了する。
- 2 本調査は、下記の手続で実施するものとする。

資料(別紙様式1～16)を作成し(積算内訳の各費用が一定の基準に該当する場合は、「4-2調査内容(その2)」において定める資料を含む。)、原則として入札日から8日以内(休日を含む)に発注機関に対して、入札者の責任者(支店長、営業所長等)から提出するよう求める。提出部数は4部とする。資料の受領後、本マニュアル「4-1調査内容(その1)」又は「4-2調査内容(その2)」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、入札者の責任者から行う。なお、資料は事情聴取当日ではなく事前(2～4日前の指定する日まで)に提出させるものとする。

事情聴取後、必要に応じて追加の資料を求めることができるものとする。
- 3 本調査の実施に際し、本マニュアルで定めた資料提出等が行われない場合は、調査対象者に対して期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準に該当する旨宣言し、「不適格な入札者」として要領第8に定める審査会に報告する旨申し述べる。

4-1 調査内容(その1)

本調査においては、要領第8の「低入札価格調査の実施」における調査内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うものとする(積算内訳の各費用が一定の基準に該当する場合は、この調査に加え「4-2調査内容(その2)」による調査を行うものとする。)

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (様式 1) |
| (2) 入札金額の積算内訳等 | (様式 2~4) |
| (3) 手持ち工事の状況等 | (様式 5~6) |
| (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 | (様式 7) |
| (5) 手持ち資材の状況 | (様式 8) |
| (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係 | (様式 9) |
| (7) 手持ち機械の状況 | (様式 10) |
| (8) 労務者の具体的供給見通し | (様式 11~12) |
| (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者 | (様式 13) |
| (10) 建設副産物の搬出地 | (様式 14) |
| (11) 資金繰り表 | (様式 15) |
| (12) 契約済み及び支払未完了工事一覧表 | (様式 16) |

(1) 当該価格で入札した理由(様式1)

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能か確認する。また、当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等の協力等の面から調査する。

(2) 入札金額の積算内訳等

「入札金額の積算内訳(様式2、様式2の1)」等について次の調査を行う。積算内訳はレベル3の工種まで記入させるものとする。

仕様及び数量

○仕様書に対応する積算内訳となっているか。

○設計図書での要求事項を理解して積算を行っているか。

○指定の数量によって積算されているか。

(数量の指定のない場合は、業者の数量は妥当か。)

○指定の工法によって施工することとされているか。

(任意工法の場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に対し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

下請け業者との関係 (様式3-1、3-2)

下請け業者を予定している場合には、予定している「施工体制台帳(様式3-1)及び施工体系図(様式3-2)」及びその下請け業者からの見積書等の提出を求め、下請けに係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請け業者のヒアリングを実施する。

- (a) 下請け業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。
- (b) 下請け業者の見積書等の工事内容(規格、工法及び数量等)が明確でない場合。
- (c) 下請け業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。

安全対策の取組(様式4)

安全管理費等の共通仮設費の計上は不適當ではないか。

(特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと。)

現場管理費

現場管理費の計上は不適當ではないか。

一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定について確認を行う。

(3) 手持ち工事の状況等(様式5、様式5の1、様式6)

「手持ち工事の状況(様式5、様式5の1)」、「配置予定技術者(様式6)」の内容について、以下の調査を行う。

契約対象工事付近における手持ち工事の状況(様式5)及び契約対象工事に関連する手持ち工事の状況(様式5の1)から間接費の節減が可能か。

(具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能かどうか。)

対象工事の範囲は、隣接府県内での工事まで程度とする。

技術者の配置(様式6)

○工事予定箇所に関連する技術者(監理技術者等)について、配置予定を確認し、他の手持ち工事の状況との関係を確認する。

○予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

○予定技術者については、入札公告又は入札公示後に入社させた者を配置していないかを確認する。

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

「契約対象工事箇所と入札者との事務所、倉庫等との関連(様式7)」の内容について、以下の調査を行う。

監督業務及び機資材運搬・管理等において、地理的条件をかんがみ、経費等の節減が可能かどうか確認する。

緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況(様式8)」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連について

確認する。

【具体例】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- (b) コンクリート用型枠等を活用する。
- (c) 安全管理資材を保有している。
- (d) 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

「資材購入先及び購入先と入札者との関係(様式9)」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認ができない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引がある。
- (c) 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況

「手持ち機械の状況(様式10)」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画(様式11)」及び「工種別労務者配置計画(様式12)」の内容について、以下の調査を行う。

労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

「過去に施工した公共工事名及び発注者の状況(様式13)」の内容について、以下のとおりの調査を行う。

過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を、直近の工事から5例の提出を求め、内容について確認を行う。

本町発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、本マニュアル4-1(1)～(8)にかかる内容について確認するとともに、当該工事の評定点を調査する。(工事評定点は、

入札者には問わず、発注者自ら調査する。)

(10) 建設副産物の搬出地状況(様式14)

「建設副産物の搬出地(様式14)」について、以下の調査を行う建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。

(11) 資金繰表(様式15)

「資金繰表(様式15)」について、以下の調査を行う。

前払金が請負金額の2/10となることを前提にしているかを確認する。

材料仕込、下請支払、労務費等が他の資料と整合性があるかを確認する。

不足額が生じ、金融機関から借り入れる場合、当該借入金額が入札者の財務内容等から見て妥当かを確認する。

(12) 契約済み及び支払未完了工事一覧表(様式16)

「契約済み及び支払未完了工事一覧表(様式16)」について、以下の調査を行う。

1つの工事において、請負代金の受領回数が妥当であるかを確認する。

受領予定金額が、「資金繰表(様式15)」と整合性があるかを確認する。

4-2 調査内容(その2)(積算内訳の各費用が一定の基準に該当する場合)

調査対象者が入札時に提出した見積根拠資料について、当該見積価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの(以下「特別重点調査対象」という。)にあつては、「4-1調査内容(その1)」に定めるものに加えて次の内容について詳細に調査を行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
90%	80%	80%	30%

1 共通事項(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費用のいずれかが特別重点調査対象に該当する場合)

- (1) 建設副産物の搬出地 (様式14)
- (2) 品質確保体制 (様式17～19)
- (3) 安全衛生体制 (様式20～23)
- (4) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式24)
- (5) 下請予定業者等一欄 (様式25)

2 直接工事費が特別重点調査対象に該当する場合	
(1) 入札金額の積算内訳	(様式2の1)
(2) 手持ち資材の状況	(様式8)
(3) 資材購入先及び購入先と入札者の関係	(様式9)
(4) 手持ち機械の状況	(様式10)
(5) 労務者の具体的供給見通し	(様式11)
(6) 工種別労務者配置計画	(様式12)
(7) 機械リース元一覧	(様式26)
3 共通仮設費が特別重点調査対象に該当する場合	
(1) 入札金額の積算内訳	(様式2の1)
(2) 手持ち工事の状況等	(様式5.様式5の1)
(3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連	(様式7)
4 現場管理費が特別重点調査対象に該当する場合	
(1) 入札金額の積算内訳	(様式2の1)
(2) 配置予定技術者名簿	(様式6)
(3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連	(様式7)
5 一般管理費等が特別重点調査対象に該当する場合	
(1) 一般管理費等の内訳書	(様式27)
6その他	
(1) 誓約書	(様式28)

特別重点調査対象に該当する場合においては、まず、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかを確認する。

(例1) 工事の施工に必要となるすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても、工事の施工に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認する。

(例2) 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算をしているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者(入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。)の見積金額を反映しているかなどを確認する。

(例3) 計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によっているだけでなく、原則、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。

この調査によって、工事の施工に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されるが、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

これらを確認するため、以下の様式及び様式の記載内容を明らかにするための添付書類等を求めるものとする。

① 共通事項(各費用のいずれかが特別重点調査対象に該当する場合)

(1) 建設副産物の搬出地(様式14の添付資料)

- ・受け入れ予定会社が押印した受け入れ承諾書を添付する。
- ・受け入れ予定会社が押印した見積書及びその受け入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受け入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(2) 品質確保体制

品質管理のための人員体制(様式17)

・本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式18で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式19で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

・本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

・本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者(元請)が負担する場合にあつては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

・本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

品質管理計画書(様式18)

- ・本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式19で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- ・本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

出来高管理計画書(様式19)

- ・本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- ・本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(3) 安全衛生管理体制

安全衛生教育等(様式20)

- ・本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- ・本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
- ・また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

点検計画(様式21)

- ・本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

・本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

・本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者(元請)が負担する場合にあっては、r点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

・本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

仮設の設置計画(様式22)

・本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。

・本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2の1に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

交通誘導員配置計画(様式23)

・本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。

・交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

・自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

・交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

(4) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式24)

- ・建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- ・搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- ・仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- ・本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(5) 下請け予定業者等一覧表(様式25)

- ・本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたものを)を添付する。
- ・上記の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する(当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

② 直接工事費が特別重点調査対象に該当する場合

(1) 入札金額の積算内訳等(様式2の1の詳細資料)

- ・積算内訳はレベル4の工種まで記入するものとする。
- ・他の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- ・下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取引実績(過去1年以内のものに限る。)や購入原価等に裏付けられたものを)を添付する。ただし、別の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
- ・契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
- ・計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- ・自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- ・入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- ・工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

(2) 手持ち資材の状況(様式8の添付資料)

- ・記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴がわかる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体がわかるようにしたもの。)を添付する。
- ・記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

(3) 資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式9の添付資料)

- ・購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- ・本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- ・自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(4) 手持ち機械の状況(様式10の添付資料)

- ・本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。
- ・過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- ・本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。)を明らかにした書面を添付する。

(5) 労務者の確保計画(様式11の添付資料)

- ・本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- ・自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- ・下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額で

あることを明らかにした書面は、様式25の添付資料として提出する。

(6) 工種別労務者配置計画(様式12の添付資料)

・本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

(7) 機械リース元一覧(様式26)

・機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

・本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

・自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

③ 共通仮設費が特別重点調査対象に該当する場合

(1) 入札金額の積算内訳等(様式2の1の詳細資料)

・共通仮設費の内訳を記載する。

・他の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。

・下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取引実績(過去1年以内のものに限る。)や購入原価等に裏付けられたもの)を添付する。ただし、別の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

・契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。

・計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

・入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。

・工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

(2) 手持ち工事の状況等(様式5,様式5の1の添付資料)

・様式5に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かる

ようにする。

- ・当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

(3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式7の添付資料)

- ・本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

④ 現場管理費が特別重点調査対象に該当する場合

(1) 入札金額の積算内訳等(様式2の1の詳細資料)

- ・他の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- ・現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上すること。ただし、様式6に記載する技術者及び様式23に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とすること。また、当該技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額が確認できる給与明細書又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- ・下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取引実績(過去1年以内のものに限る。)や購入原価等に裏付けられたもの)を添付する。ただし、別の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
- ・契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
- ・計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- ・入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- ・工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

(2) 配置予定技術者名簿(様式6の添付資料)

- ・記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

(3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式7の添付資料)

- ・本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は

賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

⑤ 一般管理費等が特別重点調査対象に該当する場合

(1) 一般管理費の内訳書(様式27)

・本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

⑥ その他

(1) 誓約書(様式28)

・本様式は、申込を行った金額が、様式2の1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。

・当該年度において、契約対象工事以外の奈良県土木部発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。

・直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。

・本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

5 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、次の措置を講じる。

(1) 入札執行者は、施工計画書と施工体制にかかる書類の内容についてヒアリングを必ず行うこととし、記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由について確認するものとする。

(2) ある一定要件に満たない場合には、監理技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名現場に配置することを求めるとともに、工事請負契約書第8条に準じて当該技術者に係る氏名その他必要な事項を発注者に通知するよう求めるものとする。

(3) 工事完了後に様式2に基づく入札金額の積算内訳と対比した工事完了実績に基づく積算内訳の提出を入札者の責任者に求める。

また、必要に応じて、さらに詳細なコスト調査や下請け業者への適正な支払い確認等を行う。